

鎌倉御家人一とくに「文士」について-(2)

北 爪 真 佐 夫

本稿は「鎌倉御家人一とくに文士について-(1)」の続編である。鎌倉御家人を大別すれば「武士」と「文士」に分けられる。文士は員数が少ないため一括して扱われる場合が多いが、彼等は王朝国家体制下で下級官人として職務を担当するかそうした職掌を担当する家柄に出自をもつものなのである。彼等は鎌倉幕府の成立にあたり、その傘下に加わって政所、問注所、侍所などの職員に就任し、中期以降ではその子孫は評定衆、引付衆、あるいは法曹官僚として裁判などにたずさわっているのである。このような仕事は「武士」ではよく果たし得ないものであって、彼等によって王朝国家体制下の遺産が「武士の世界」に持ち込まれ、ひいては幕府の性格をも規定するような役割を果たしたのである。本稿では「文士」につづけて「雑色」にも注目して、そうした視座から幕府の性格を検討しようとしたものである。

はじめに

- (I) 鎌倉初期の「文士」と「武士」
- (II) 鎌倉初期の「文士」たち
- (III) 初期幕府における諸政策と文士たち
 - (1) 守護地頭制（以上前号）
 - (2) 記録所の設置と法曹官僚（以下本号）
- (IV) 鎌倉期の雑色について
 - (1) 幕府成立期の雑色
 - (2) 建久以降の雑色について

(2) 記録所の設置と法曹官僚

1186（文治2）年とっても、引き続いて「朝家」との交渉が続くのであるが、同年二月二日、頼朝は「諸国宰吏事」に関して言上している。①前対馬守親光の還任要請、②散位源邦業を下総国司に推挙、③藤原季光を豊後国の国司に推挙、④御家人官途の問題で各々「顕要官職」に就任することは慎むべきであるとして辞書8通を献上し、これらはいずれも帥中納言にたくしている⁽¹⁾。ところで同月七日に広元は肥後国山本庄を拜領しているがこれは義経行家の謀逆の件に関する貢献が認められたからで、この件に関して「計申事等、始終符合、殊就被感思食、被加其賞之隨一也（傍点筆者）」⁽²⁾とあり、義経問題を口実としてこの間の「守護地頭」

設置公認提案を評価されているのである。さて、二月末には頼朝は弓削庄兵糧米⁽³⁾、翌日には神崎庄兵糧米を停止すべきことを帥中納言より在洛中の北条氏に要請があり関東にも伝えられている⁽⁴⁾。もっとも、神崎庄の問題は関東では武士の濫行停止とうけとめているが、これは兵糧米催しにかこつけた濫行ということであろう⁽⁵⁾。こうして翌月二日には丹波国栗林庄に対し兵糧米催しにこと寄せての在京武士の押領に対し、もとの如く領家の進止に隨るべきことを指示している⁽⁶⁾。他方では二月末に「五畿七道諸国庄園」の兵糧米未進に対しては免除するとして北条時政に使者を派遣して觸廻ることを命じている⁽⁷⁾。栗林庄に対する指示のあつた同じ日に経房は今南石負両庄の兵糧米停止の院宣を北条時政に伝えている⁽⁸⁾。ところで洛中にあつた北条時政は早くも関東に帰参したいとして（洛中守護の後任は一条能保）「諸国惣追捕使并七ヶ国地頭職」のうち後者の辞退を申し出ている⁽⁹⁾。「朝家」の意向としては国地頭辞退のことは尤も尋常のことではあるが、「惣追捕使」に関しては認めていないのである。即ち

雖替其名，只同前歟，但義經行家不出來以前，二位卿不申行之外，一向被止之由，難被計仰，世間不落居之間，每國置惣追捕使，若又廣博庄園許補者可宣歟，廣狹所々皆悉補者，喧嘩不絕，訴訟不盡歟，且令散万人之愁可爲尋出兩人之術歟⁽¹⁰⁾

といっている。これによれば前述の如く惣追捕使辞退に関しては認められないこと。世間が落居していない状況下では国毎に惣追捕使を設置するか、もしくは又廣博庄園ばかりに補すことがよろしいという見解であった。これによれば惣追捕使の設置場所についてもこの段階では国毎に設置することは確定していないとみてよいであろう。同時に「国地頭」との権限の区別も明確でないようである。他方で戦乱は終息し、かつ権門勢家の訴えや人庶の愁歎による訴えも所々に及んでいることから翌文治三年三月中旬あたりになって個々の兵糧米の停止が全体にわたるものとなっている⁽¹¹⁾。

ところで文治元年末の守護地頭問題とならんと関東の側から提起した重大な問題は「朝家」の政治改革であろう。その一つは、「朝務」は10人の「議奏」により計り行うべきであることと、第二は右大臣兼実に「内覽」の宣旨を下さるべきである等と提言したことであろう⁽¹²⁾。この後者の「内覽」は現に「摂政」が存在していることから両者の併置という形態となり種々問題を生ずることになったのである⁽¹³⁾。こうして翌文治二年の二月末日に雑色安達新三郎が飛脚となって上洛し、「條々」を申しあげているのだが、その中に「可被下摂政詔於右府之事，在其内歎」とあり⁽¹⁴⁾、三月には兼実が摂政に就任することになったのである⁽¹⁵⁾。頼朝が兼実を重視したのはその第一は義経が頼朝に逆心を顯わしたときに追討の宣旨を下だすべきであると提言したのは兼実であったとして摂政に推挙したといっている⁽¹⁶⁾。もっとも、兼実その人の評価に関してはすでに以前から高かったのである。文治の前年にはいわゆる幕府の三つの機関がそろうことになり、「京下之輩」=文士も多くなるのだが、彼等の間では兼実に対し「称其美，未聞其惡」⁽¹⁷⁾という評価であり、こうしたことでも兼実に対する頼朝の評価をたかめたに

違いない。

さて、この年の四月の頃に頼朝は「政道」の興行をいたすべきとして何点かを奏聞し⁽¹⁸⁾、六月の初めには勅答を得ているが、そのうちの重要な問題は「諸社諸寺修造事」と「記録所」のことであろう⁽¹⁹⁾。前者は大事な問題なのでよろしく取り計るよう後白河は摂政兼実に指示したというし、後者についても、「先日被計申之時、被仰摂政、諸方訴訟尤可被決断歟、重可有急沙汰之由被申訖」⁽²⁰⁾とあって、こちらも重ねて兼実に急ぎ沙汰あるべき由を申されたという。こうして関東から提起した二つの提案はいとも簡単に「朝家」の側としても受け入れたものの後者はそう簡単には設置にいたらなかったのである。ところでこの年の六月に因幡前司広元が使節として上洛しているが、これは諸国武士の乱行を停止して「天下澄清」を計るため院宣を下だされるよう要請するためであった。その中心点は「武士等之中ニハ、頼朝モ不給候ハハ、不知及候之所ヲ、或号人之寄附、或以無由緒之事、令押領所々、其数多候之由承候」⁽²¹⁾ということで、ここでもまず院宣を下されてこのような「避事」を糺されることはあった。また「謀叛人居住国々、凶徒之所帶跡」⁽²²⁾には地頭を補しているともいっている。この広元が関東に帰参したのは閏七月の後半で、頼朝より「諸国守護地頭條々事」について委細の御下問があつたので所存を申しあげたという⁽²³⁾。これであきらかに、この間の朝幕関係の懸案事項である「守護地頭問題」の具体的なやり方が問題となっていたのである。個々の問題でいえば以前から問題となっていた播磨国備前国での武士押領の所々の注文を賜わり糺明するよう要請されたという。こうしてこの交渉にあたった広元に対して「爲ニ品御腹心専一者之由、去月十四日、及公家御沙汰、面白之所至也云々（傍点筆者）」⁽²⁴⁾とあり、他方では再言することになるが頼朝と広元とは「始終符合、殊就被感思食、被加其賞之隨一也云々」⁽²⁵⁾といった関係にあったのである。

さて、この年の十月、院宮貴所以下の権門領で地頭新儀が問題となり、先日「公家」より目録が下されたため該当する庄園に対し子細を尋究し下文を下した旨を京都に報告している。中納言経房あての頼朝の書状によると「下文二百五十枚、書状二通、相具本文書并目録、一々所令成敗進上候也」⁽²⁶⁾とある。それにつづけて「於武士之押領不当者、善惡尤可被仰下事候、然者、隨御尋、仕所行之旨、可加其誠候、此外事等、少々相交候、不知子細候之間、雖不能計沙汰候、於今度者、任仰旨、大略成下文進上候、凡者如此事、自今以後、令仰含摂政家仰下干記録所、可有御成敗候也（傍点筆者）」⁽²⁷⁾といっている。つまり、この段階では一定程度関東で処理したが、今後は摂政家に命じて記録所で成敗さるべきであるといっているのである。こうして去八日と九日の「宣旨」と「院宣」が十月廿四に鎌倉に到来しているのだが、その宣旨には「…依令追伐平氏、被補其跡之地頭、称勲功之賞、非指謀叛跡之處、死行加徵課役、張行檢斷、妨惣領之地本、責煩在序官人郡司公文以下公官等之間、國司領家所訴申也、然者、仰武家、現在謀叛人跡之外者、可令停止地頭綺之狀如件」⁽²⁸⁾というものであった（院宣も同趣旨）。この宣旨は国衙庄園において指したる謀叛人跡でないところでの非法濫妨を停止し、現在謀叛人跡

の外は地頭の綺を停止すべきというものであった。もし国司領家のこうした訴えに背いて張行いたす輩に対しては「注給交名，可加炳誠候」⁽²⁹⁾と頼朝は請文を提出し誓っているのである。

1186（文治2）年8月の後半に藏人次官定経が院の御使として摂政兼実の許に書札等を持参し，急ぎ沙汰するようにいっているがその中に記録所の設置問題があつたのである⁽³⁰⁾。こうして鎌倉方の要請に応じて記録所の設置が始動したのはこの時点となったのである。この日，兼実は定経に命じて記録所に関する延久・保元の例を問うように指示している。数日後に定経より大夫史広季の注進した延久・保元の記録所の「例」が兼実に伝えられている⁽³¹⁾。注目されるのは鎌倉方の「文士」である広元や親能の義父にあたる中原広季が延久・保元の記録所の調査にあたっていることである。こうして翌年の二月になって後白河法皇より記録所の寄人に関して就任を承知した輩を召すよう指示があった⁽³²⁾。ところで記録所の寄人の人数は「延久の例」だと五人という見解があつたが，兼実は「保元の例」にならって十二人を召すことに何も問題はない上卿右大将実房に指示している⁽³³⁾。こうしてやうやく1187（文治3）年二月末日に閑院亭中門南内侍所の南廊に開設されたのである。記録所の執権は右中弁定経で寄人は十二人であった。この文治の記録所の任務は大別して以下のようなものであった。

①諸司諸国并諸人訴訟，及庄園券契，於記録所宜令勘決理非。

②年中式日公事用途，宣令記録所勘申式數⁽³⁴⁾。

これによれば文治の記録所は延久記録所のように主として莊園券契に関するにかぎることなく，土地に関する民事法廷といった性格をもつものであることが解る。②は従来の記録所では扱っていない「朝家」の「年中式日公事用途」の積算などの仕事を担当することになっている。こうした記録所と公家新制との関係では後のことになるが伏見天皇の1292（正応5）年制定の新制十三ヶ条はすべて記録所の訴訟に関するものであるとの指摘がある⁽³⁵⁾。いずれにしても，この記録所設置の提案は関東から提起されたもので，こうした問題に関しては「京下之輩」＝文士は当然ながらその方面の知識はもっていたはずで，わけても中原氏と関係の深い中原広元や親能は充分承知していたであろう。三善康信についていえば平安中期あたりからは算博士は三善氏，小槻氏の世襲となるといったことからそうした家柄に出自をもつ三善康信や康清もその方面的知識をもっていたであろう。この三善康信についていえば頼朝との関係では特別に親密であり，初代問注所の執事となって，大いに活躍し，一族はのちに町野，太田，飯尾，布施などの諸氏に分れ問注所執事，評定衆，引付衆などとなって活躍しているのである。

以上，守護地頭制，関東側からする「朝務」に対して議奏公卿制や兼実の「内覽」，ついで「摂政」推挙，最後に「守護地頭制」設置などによる莊園領主と地頭御家人の対立激化，それの解消を計るための「文治の記録所」の設立を取りあげてきたわけであるが，これらの具体化にあたっては「京下之輩」＝文官の果たした役割は決定的であったといってよいのではなかろうか。これに対して「武者」は軍事にはすぐれてはいるものの，かの北条泰時が御成敗式目の完成にあたり，六波羅の重時に送った消息に述べているような水準にあったことも現実であつ

たと認めねばならないのではなかろうか。

(前略) たとへは律令格式はまなをしりて候物のために、やかて漢字を見候かことし。かなはかりをしれる物のためには、まなにむかひ候時は人の目をしいたることくにて候へは、この式目は只かなをしれる物の世間におほく候ことく、あまねく人に心えやすからせんために、武家人へのはからひのためはかり候。これによりて京都の御沙汰、律令のおきて聊もあらたまるへきにあらす候也。凡法令のおしへめてたく候なれとも、武家のならひ、民間の法、それをうかゝひしりたる物は百千か中に一両もありかたく候歟。依諸人しらす候處に、俄に法意をもて理非を勘候時に、法令の官人心にまかせて軽重の文ともひきかむかへ候なる間、其勘録一同ならす候故に、人皆迷惑と云々。これによりて文盲の輩もかねて思惟し、御成敗も变々ならす候はんために、この式目を注置れ候者也。(後略) (傍点筆者)⁽³⁶⁾

とあるように、すべての武士がこうした状態にあったのではないであろうが、こうした水準の武士も決して少なくなかったのであろう。それ故に東国の武者たちにとって「律令格式」などは知る由もなかったといってよいであろう。したがって初期においてはとくに「文士」の出番があったのである。実際、後述する「雑色」と比較しても、「武士」の方がその方面的知識の程は劣っていたように思われる所以である。

佐藤進一氏は「武家様文書」を検討するなかで、平安時代の中期から末期にかけて、朝廷公家の間には官宣旨・下文の系列と綸旨・院宣・御教書の系列、すなわち下文と御教書の二大系統の文書が盛行して、次第に公式令系統の文書を駆逐していったと述べ、十二世紀末、源頼朝が伊豆に決起して、相模の鎌倉に拠って東国を基盤とする武家政権を創設したとき、彼がその政権運営のために用いた文書が上記の二系統の文書以外なかったことは、この武家政権が政治的にも経済的にも京都の朝廷、貴族から分離し独立して存続しうる条件をもたず、ことにこの政権の中核を形づくる頼朝以下の武士上層部が京都文化の追隨者であって、未だ彼らの間になんら独自の文化を形成し得なかつたことによる当然の結果であったとの評価を行っているのも当然であろう。もっとも、氏はその後も全くの模倣が続いたわけではなく、いくばくもなく「下文」と「御教書」との折衷ともいべき「下知状」という新形式が生まれ、こうして下文、下知状、御教書の三系統が武家文書の中心を形づくったといっている⁽³⁷⁾。だが、王朝国家体制下の法形式において、京都の朝廷などから「幕府」が分離独立する意向があつたであろうか。現実には「文士」たちの京都での知識、いわばそうした「模倣」を出発点にして少しづつ改良を加えていったというのが実際だったのでなかろうか。換言すれば王朝国家体制下の法や有職故実に心得のある下級官人=文士たちが活躍する余地がこのような所にあると見做し得るのである。武士世界の独自性や変革性を「公事」の分野に関して軍事専門家集団に期待するのは土台無理というものであろう。さて、そのほかその後の幕府のとった諸政策に関しては時代にそくして検討すべきであるが、別稿で扱うことにして、「雑色」の検討に移ることにしたい。

- 註 (1) 吾妻鏡 文治二年二月二日条。
- (2) 吾妻鏡 文治二年二月七日条。
- (3) 吾妻鏡 文治二年二月廿一日条。
- (4) 吾妻鏡 文治二年二月廿二日条。
- (5) 吾妻鏡 文治二年二月廿八日条。
- (6) 吾妻鏡 文治二年三月二日条。
- (7) 註 (5) に同じ。
- (8) 註 (6) に同じ。
- (9) 吾妻鏡 文治二年三月一日条。
- (10) 吾妻鏡 文治二年三月二日条。
- (11) 吾妻鏡 文治三年三月廿一日条。
- (12) 吾妻鏡 文治元年十二月六日条。
- (13) この問題に関しては当の兼実が難色を示したのであるが、その主たる理由は『玉葉』文治元年十二月廿七日条。なお、拙稿「中世初期政治史研究」第七章で言及している。
- (14) 吾妻鏡 文治二年二月廿七日条。
- (15) 玉葉 文治二年三月十一日条。
- (16) 註 (14) に同じ。
- (17) 玉葉 元暦元年十一月廿七日条。
- (18) (19) (20) 吾妻鏡 文治二年六月七日条。
- (21) (22) 吾妻鏡 文治二年六月廿一日条。
- (23) (24) 吾妻鏡 文治二年閏七月廿一日条。
- (25) 註 (17) に同じ。
- (26) (27) 吾妻鏡 文治二年十月十一日条。
- (28) (29) 吾妻鏡 文治二年十一月廿四日条。
- (30) 玉葉 文治二年八月十九日条。「朝家」の側でも記録所問題を積極的に受けとめるようになったのである。
- (31) 玉葉 文治二年八月廿三日条。
- (32) (33) 玉葉 文治三年二月五日条。
- (34) 玉葉 文治三年二月廿八日条。
- (35) 記録所の活動は鎌倉時代を通じて存続したもののその活動は時代によって弛張をみたという。もっとも、伏見天皇の九年間は盛んであって、機構改革も行われたという。問題の十三ヶ條の表題のみを示せば、
- (1) 一、公人並諸司被官輩、寄沙汰狼藉等、可有誠沙汰事
 - (2) 一、聖斷以前、遣使者於論所輩可停止事
 - (3) 一、陳狀日限過廿箇日者、可止所務事
 - (4) 一、職事弁官受取訴狀有緩急者、訴人付他人可申入其子細事
 - (5) 一、訴陳不可過二問ニ答事
 - (6) 一、奇謀訴論人可有罪科事
 - (7) 一、称有奉行私曲、訴論人鬱申者、被尋究兩方可有罪科事
 - (8) 一、可被定議定文書廻覽日限事
 - (9) 一、議定日、訴論人帶文書正文、可參記録所事
 - (10) 一、狼藉謀諸並兩方相伝不分明地可被成闕所事
 - (11) 一、可被停止洛中宅切狼藉事
 - (12) 一、可被停止所々点定物事
 - (13) 一、官底並記録所対問時、訴論人酒肴初度如形外可停止事というもので、一二の例外があるが殆んど全部が記録所の訴訟に関する手続法と見做してよいと水戸部氏はその著『公家新制の研究』(P241~244)で指摘されている。

- (36) 北条泰時消息（附録二）佐藤・池内編
『中世法制史料集』第一巻所収
(37) 佐藤進一『古文書学入門』120頁

(IV) 鎌倉期の雑色について

(1) 幕府成立期の雑色

中世、なかんずく武家権門体制下の「雑色」については、福田豊彦氏⁽¹⁾などによって詳細な研究がなされているが、私としては鎌倉御家人、とくに「文士」についての検討につづいて「雑色」についても一定の研究が必要であると考えた。鎌倉御家人、主として文士との対比でいえば「雑色」の果たした役割は量的にも質的にも低いとみざるを得ないのであるがにもかかわらず私が重視するのは関東御家人、なかんずく武士では果し得ない仕事をしているとみているからである。しかも、1180年からの戦闘過程で戦死者は知られるかぎりでは1人であって、彼等は「非戦闘員」的存在といった位置にあったのである。以下、年代にそってその果した役割やその実像を具体的に検討することにしたい。

1180（治承4）年8月の石橋山合戦に敗れた頼朝は同月末には安房にのがれ、以後関東各地の反平氏を糾合して相模にもどって御亭で仕事を始めたのは十月九日であった。それから一週間後の十六日には頼朝は相模国六所宮に到着し、そこで當国の早河荘を箱根權現に寄進している。その下文に頼朝自筆の消息を相副えて雑色鶴太郎を通じて別当行実の許に届けさせている⁽²⁾。これが吾妻鏡に見える初見で、雑色鶴太郎の役割は頼朝の御使であった。次ぎに、翌月の十一月十七日には約束にしたがって上首をさしあいて和田義盛が侍所別当に任命されている。ついで十二月中旬には武藏国の住人（国人ら）たちに北条時政、土肥実平らが奉行となつてもとの如く「本知行地主職」を安堵している。その文書を執筆したのは「文士」でもある判官代邦通であった⁽³⁾。これは武藏国の武士=領主たちを頼朝の許に結びつけ固めるためでもあったのである。さてこの十二月にも問題の「雑色」のことが知られるのであるが、それは以下の如きものであった。

出雲時澤可爲雑色長之旨被仰、朝夕袵候雑色等有数、時澤之功異他故、被抽補彼職云々⁽⁴⁾。

つまり武家権門の拠点が鎌倉に固まった時点で、数ある「雑色」のなかから他と異って功の抽きんでた時澤が雑色長に任命されている。その雑色は「朝夕袵候雑色」だというから頼朝に近仕し直接仕えた者ということができよう。しかも、その一ヶ月程前に和田義盛の侍所別当が決まっている点も留意する必要があろう。

1181（養和1）年3月、頼朝は片岡次郎常春に謀叛の聞えがあるとして彼の領所のある下総国に雑色を遣わしたところ、領内に乱入したとされ傷つけられ面縛されたという⁽⁵⁾。この場合

の「雜色」の仕事は謀叛の疑いがあるとして内偵していたようで、ところが御使=雜色は常春によって傷つけられ面縛されるといった憂目にあっていいるのである。いずれにしても、この片岡の罪科は重疊であるとして所帶没収の上、件の「雜色」を早く解放するよう指示したという。

次ぎは、七月下旬のことれで頼朝の「先世之讐敵」であったという「左中太」という者が和田義盛、天野平内光家の沙汰によって稻瀬河辺で梶首にされ、その時、雜色濱四郎と時沢が御使として派遣され、処刑の実検者となつて立ち合つてゐる⁽⁶⁾。このように御家人の奉行の実行にあたつて、勇士ではない雜色が派遣されているのである。こうして雜色は内偵の仕事や実検者として立ち合いを命じられているのである。次ぎは1184(元暦1)年5月に、かの雜色長である出雲時澤が使節として上洛している。その用向きは園城寺長吏僧正房覚が痢病至急の聞えがあつたので見舞うためであつた。頼朝は、日頃、かの僧に祈祷を依頼するなどといつた間柄なのである⁽⁷⁾。さてその数日後、頼朝は池大納言などの本官還任と源氏一族を一州国司に補任するよう内々に奏聞することを泰経朝臣に書を送つて依頼している。その御書はかの大友属入道善信が執筆し、雜色鶴太郎が届けたという⁽⁸⁾。こうして雜色鶴太郎は都の泰経朝臣との連絡役をも果しているのである。同年七月、伊賀国で合戦があり、この合戦は平家の残党を討滅するためのもので、頼朝は大内惟義ならびに加藤五景員入道父子、瀧口三郎経俊らに沙汰しているのである。このときには雜色友行宗重の両人が頼朝の御書を帯して七月十八日に出発したという⁽⁹⁾。八月初めの惟義の飛脚の報告ではこの時、九十人を討ち死にしたという。いずれにしても、大内惟義など伊賀国の御家人に対する命令の伝達にはこのように雜色があたつていたのである⁽¹⁰⁾。同じ八月初旬、頼朝は御使を京都に派遣している。その理由は今度の伊賀国の合戦は、偏に出羽守信兼子息らの企てによるもので、彼輩は包囲を逃れて行方知らずになつてゐるが、定めし京中に逃れたもののようにあるから、早く尋捜し誅戮するよう洛中の義経に命じたといふ。その飛脚の任にあたつたのが雜色足立新三郎であった⁽¹¹⁾。

この年の年末にあたつて頼朝は、この時、平家追討のため西海にあつた佐々木盛綱から乗馬がないとの訴えがあつたため、わざわざ雜色を出立させて馬をとどけさせている⁽¹²⁾。これによれば雜色は乗馬を戦地まで運ぶ仕事にもたずさわつておらず、このように戦地に赴くことも決してめずらしいことではなかつたのである。次ぎは、去る九月に京都を出立して西海に赴いた参河守範頼の飛脚が十一月の中葉にもどつてきて、乗馬の所望、兵糧缺乏などをはじめとした平氏追討の困難さを訴えている。この訴えに対して頼朝は雜色定遠、信方、宗光を派遣している。もっとも、定遠・信方は在京しているため、宗光に京都より二人を相具して行くように命じ、こうして彼等は委細を記した頼朝の御書を帯して鎮西に赴いてゐる。この時の頼朝書状には「馬」のことや「船」のことに対する返事が書かれている⁽¹³⁾。二月末ともなれば平氏の追討も最終的な局面を迎えることとなり、三月十一日にも頼朝は範頼に返書を送つてゐるが、その折りには同時に関東より派遣した御家人らを奨励するとともに年配者である千葉常胤などの身を案じ「凡於常胤大功者、生涯更不可盡報謝之由」ともいっているのである。勿論、常胤のみな

らず北条義時以下十二人の有力武将にも懲勅御書を遣わしているが、これもその各々が西海にあって殊に「大功」に抽きんでていたからであろう⁽¹⁴⁾。かくして三月下旬には平氏追討が完了することになり、翌月の初旬には平氏の滅亡をうけて鎌倉では西海で沙汰すべき事項について群議が行われ、範頼には暫く九州に残って没官領以下の沙汰を行うこと、義経は「生虜」等を相具して上洛するようにといつものであった。こうして雑色時澤、里長らが飛脚となって鎮西に赴くことになったのだがこれは平氏追討後の残務処理についての指示を行ったためであった⁽¹⁵⁾。さらに四月廿九日には頼朝は雑色吉枝を御使として西海の田代冠者信綱に遣わしている。これは関東御使としての義経の行動には偏に「自専儀」があり問題であるとして忠を存ずる武士は義経には従わないよう内々に指示するためであったという⁽¹⁶⁾。頼朝の雑色はこうしたことも行ったのである。

同年五月初めには平氏が持ち去ったかの「宝剣」の行方が問題となり、関東としては雑色を飛脚として範頼の許に遣わして探索するよう命じている⁽¹⁷⁾。同月十二日には雑色常通が使節として鎮西に赴き頼朝の「御書」を範頼に届けたという。御書の内容は西国の事に関して方々に御下文を下だすため、これをこの「青鳥」にたくしたというのである⁽¹⁸⁾。「雑色」を「青鳥」といっているのは面白い。こうして平氏追討後の御家人たちに対する指示は雑色を通じて行っていることが解る。一方、畿内地域に関しては、五月末には典膳大夫中原久経と近藤七国平の許に雑色六人が遣わされることになったが、これは畿内雑訴成敗を行うにあたり、兩人それぞれに三人づつの雑色を召仕うようといつものであった⁽¹⁹⁾。本論文(1)で述べていることであるが、兩人はすでに二月に頼朝の使節として上洛していて、畿内近国で狼藉している輩があり、平家滅亡を待たずに停止し、かつ鎮圧するために遣わされていたのである。だがこの段階では「雑訴成敗」にもあたることになり、そうした方面に心得のある雑色の派遣となっているのである。もっとも、中原久経の場合は頼朝の先代（義朝）の頃には「文筆」に携っていたというから、武力一辺倒の存在ではなかったのである。次ぎに、この年の十月末に、南御堂勝長寿院で供養が行われ、御家人中、殊なる健士によって辻々の会場警固が行われ、そうしたなかを頼朝の御出があり、その後に御歩儀の行列が続くのである。將軍のあとには五位六位の武士世二人が続くのであるが、そのなかに「所雑色基繁」なる人物の存在を認めることができる⁽²⁰⁾。彼はここで問題としている「雑色」と関係があるのか否かはっきりしないがここではこうした有力な人物がいたということのみを指摘するにとどめる。

周知のように文治元年十一月末に朝家より守護地頭設置が認められた日に、関東では駅路の法を定めている。その法は「依此間重事上洛御使雑色等、伊豆駿河以西、迄于近江国不論權門庄々、取傳馬、可騎用之、且於到来所可沙汰其糧之由云々」⁽²¹⁾というもので、この間の内乱終息により朝家と鎌倉との交渉事項等が頻繁になり、御使雑色等の上洛にあたり權門領を論ぜずに伝馬や食糧などの整備が定められたのである。ところでこの月の中旬に義経の妾静が吉野の衆徒に見咎められ子細を問われているが、それに対して「(義経)伊与守者假山臥之姿逐電訖、

于時与数多金銀類於我，付雜色男等，欲送京，而彼男共取財寶，棄置于深峯雪中之間，如此迷來云々」⁽²²⁾と答えている。義経はすでに檢非違使に命じられており，後の関東新制でも，檢非違使五位尉では雜色四人，同六位尉では雜色二人を従えることができたから，義経はこのように静に雜色を付けることは可能だったのであろう。しかしながらこの段階の義経は追捕されようとしている身であるから静にあのような行動をとったのであろう。次ぎに，この年末には，かの守護地頭設置要請に匹敵するような提案を鎌倉側は「朝家」に提起しているのである。その内容は「院奏折紙状」と兼実に献じた「御書」に記載されているものであって，この二つの「文書」（書状）は雜色濱四郎が御使となって上洛することになったが，別に京都の事情に詳しい左典厩（一条能保…頼朝の義弟）の下部黒法師丸が隨行することになったという⁽²³⁾。ところがこの重要な役目をになうことになった濱四郎が駿河国の岡部宿でにわかに病氣となり心神度を失ったため雜色鶴次郎と生澤五郎に交代し，黒法師丸は引き続き同行することになってい⁽²⁴⁾る。この黒法師丸は前述のように頼朝の義弟の一条能保の下部で「京都案内者」だというから，かかるさいにはもっとも必要とする人物であったのであろう。ところで新たに御使に任命された二人のうちの生沢五郎については，二年程前に以下述べるような事件の当事者だったのである。つまり，彼は高場次郎の「郎従」で，頼朝の御氣色を蒙って，1183（寿永2）年2月に小山朝政に預けられる身にとなっている。その理由は太神宮に神馬十疋を頼朝が献上するにあたり，その進発の前まで生沢が飼うことになっていたが，緩急のことがあり，前述の如く小山朝政に召し預けの身となつたのである。ただし，太神宮の生倫神主が訴えたところ厚免となつてゐる⁽²⁵⁾。さて，問題の「雜色」の出自については手懸りがなくほとんど不明なのであるが，この生沢五郎については，高場次郎の「郎従」であったことが知られるめずらしいケースということができようか。事件のときは彼は馬を扱うことを命じられているのであるが，「貢馬」などの納入にかかわるなど，単なる使者ではない場合も認められるのである。こうした具体的な事例をあげれば前述したように，1184（元暦1）年12月，西海にあった佐々木盛綱が「乘馬」がないとの訴に，頼朝はわざわざ雜色を出立させて「馬」を届けさせたのである⁽²⁶⁾。

1186（文治2）年2月，當番雜色が京都より鎌倉に参着し，北条時政の書状を頼朝に進上している⁽²⁷⁾。このように「當番雜色」が京・鎌倉間に設けられたことは前年度の末に「駅路の法」を定めて整備し，両者の頻繁な往来に対応しようとしたからであろうし，人的にはこのような雜色の番編成が必要となつたのであろう。ところでこのときの時政の書状の内容は例の靜女の件と洛中群盜の件で，後者は18人を捕えて梶首したがその処分にあたっては使庁に引き渡すことなく直に沙汰したという。次ぎにこの月の十九日に，伊豆国の土産である供御甘苔が鎌倉に到来したため，例に任せて「専使」を遣わして朝家に進上している⁽²⁸⁾。1188（文治4）年4月にも，藍擢，供御甘苔等を仙洞に進上している⁽²⁹⁾。これからすると前者の京都に進上といつてゐるのは仙洞にということであろうか。1194（建久5）年正月では伊豆国の甘海苔を京都に進上しているのであるがこのときの御使は雜色吉野源三郎であった⁽³⁰⁾。さて文治元年末に頼朝は

右大臣兼実を「内覽」に推挙して認められたが、この年の2月末に例の安達新三郎が飛脚として上洛しているがこれは兼実に摂政詔を下されるべきことを要請するためであった。また時政に対しては、早く関東に帰参するように指示し、洛中の守護の任は一条能保にあたらせるというものであった。いずれにしても、この時期の重要な案件の使者に雑色安達新三郎があたっていることは注目にあたいする出来ごとである⁽³¹⁾。翌三月一日には静女と母磯禪尼が洛中の時政より送進され鎌倉に到着している。この問題の沙汰は主計允行政があたり、宿所はかの雑色安達新三郎宅に定めたという。この時は安達新三郎は飛脚として上洛中であるから鎌倉にはいなかつたことになる⁽³²⁾。

次ぎの4月では、法皇御灌頂用途の京進のための解文が出され、文士でもある筑後権守俊兼と三善康信が奉行を務めている。洛中に対しては御使雑色を遣わし、先日、駿河上総両国の御米はすでに出国の由を言上し、その他の絹布は陸路より相具したと報告させている⁽³³⁾。これでみると御米の方は海路ということであろうか。なお、この後白河法皇の御灌頂用途に関しては前述のように俊兼らを奉行として御領に課したもので、駿河・上総両国分で現米千石、白布千反、国絹百疋^{散在}_{御領分}⁽³⁴⁾、ということであったという⁽³⁵⁾。このように後白河法皇に関してはその他では六十戈の祝物を献上するとか、熊野詣にあたり、1187（文治3）年2月に、美濃権守親能が上洛の使節として貢馬十疋を相具して進発しているのである⁽³⁶⁾。五月中旬になって、北条殿（時政）の雑色が京都より参着し、その報告によると一条能保の室が女子を平産したことと、能保の言として洛中の「世上噉々」を鎮めるべしとして去る五月七日に院宣が下されたと伝えてきたという⁽³⁷⁾。もっとも、この場合、北条殿雑色とあるが、時政は四月十三日には鎌倉にもどっているので、そろそろ都守護の任につきつつあった一条能保か、実際には時政のあとを引きついだ平六僕仗時定の雑色で「當番雑色」となっていたものではなかろうか。この年の五月廿五日には在洛の能保朝臣、平六僕仗時定及び常陸房昌明等の飛脚が鎌倉に参着し、備前前守（源行家）の首を持参したというが、頼朝は件の使者を宮中に召して行家の最後の模様などを聞いたという⁽³⁸⁾。この場合の飛脚も「當番雑色」なのではなかろうか。

翌六月中旬、當番雑色宗廉が京都より参着し、一条河崎觀音堂辺りで義経の母ならびに妹らを生虜にしたので関東に召進すべきなのか否かを問い合わせている⁽³⁹⁾。こうした問題の直接的な担当者は平六僕仗時定であろうから、この場合は彼の指示で関東に下ったものであろう。前後することになるが、去る四月の頃、頼朝は「朝家」に対して政道のことで特に興業いたすべきものについて議奏にふして奏聞しているのだが⁽⁴⁰⁾、これに対する返事が六月初めに到来している。そのさいの頼朝の消息（提言）などは誰が御使として帥中納言経房などに届けたのかあきらかではないが、六月の返書をみると重大な問題が解答されているのである。その条々は「諸社諸寺修造事」「記録所事」「光雅朝臣事」「所々庄々子細事」「播磨国武士押領所々事」「備前国事」「美濃国事」「所々下文事」「春近并郡戸庄年貢事」「富士領事」などであった⁽⁴¹⁾。光雅朝臣の解任問題などをみると文治元年末から翌年の初めにかけて関東が要請していることは解決

していないし、六月廿一日に因幡前司広元を使節として上洛させているのは「記録所事」や「所領紛争」の解決を計るためであった⁽⁴¹⁾。ところでこの年の閏七月「静女」が義経の息男を生んだことにより、どうするかが問題となり「未熟時断命條可宜之由治定」ということになり、かかる決定をしてまもなく雑色安達新三郎に命じて由比浦に棄てさせたという。頼朝の雑色安達は静女から赤子を無理強いに請け取って（男子であるためもあって）由比浦（海中）に棄てるといった行爲を行ったのである⁽⁴²⁾。

この年の十月中旬に雑色鶴次郎は御使として上洛しているが、これはかの木工頭範季朝臣が義経と同意したことがあきらかになったとして朝家に訴え申すよう洛中の北条時定（平兼仗時定）に命ずるためであった。この場合、雑色鶴次郎は鎌倉～京都間の行程を三箇日と定められたという⁽⁴³⁾。通常は七日間程であるからこれは大変な強行軍ということになる。次の十一月中旬には、雑色鶴次郎ならびに貢馬御使生沢、同御廄舎人宗重らが京都より鎌倉に帰参している。この折りに北条時定からの書状を持ち返っているが、それによると貢馬は去二日に御覽に入れたというし、同日にかの木工頭範季が解任となったという⁽⁴⁴⁾。ところで「雑色鶴次郎并貢馬御使生沢、御廄舎人宗重等」が京都より鎌倉に帰参したといったが、雑色鶴次郎は十月十六日に京鎌倉間の行程を三日間で上洛するよう命じられたときの帰りであろう。生沢についてはこの度は貢馬御使とあるが、これは十月三日に貢馬（五疋）ならびに藤原秀衡貢金を京進しているのでこの折りに上洛し、その帰りということであろう。彼の場合は「馬」とのかかわりが強かったので、御廄舎人宗重らと同行したことであろうか。

1187（文治3）年2月、前述のように美濃權守親能が上洛使節として進發している。そのさうい貢馬十疋を相具したというが、これは来月上旬の頃、後白河法皇の御熊野詣があるためであった⁽⁴⁵⁾。こうした場合には貢馬御使とか御廄舎人などが隨行したのではないかと思われるのだが、この場合は解らない。翌三月では法隆寺領鶴庄の坊を地頭金子十郎の代官が行ったとして寺家では院宣を帶して訴えてきたので雑色里久を遣わして重ねて坊を停止するよう指示している。こうした場合の使者に雑色里久が務めているのである⁽⁴⁶⁾。もっとも、五月下旬には藤原行政が使節として常陸国に下向しているがこれは鹿島社領名主貞家が御寄進地を押領したためで、中原広元が奉行として沙汰したのであるが、下地を沙汰付けするために行政が派遣されているのである⁽⁴⁷⁾。こうした場合は雑色では無理で政所の発足にあたっては別当広元のもとで政所令の任にあった行政のような人物が務めるということであろうか。翌六月末日には雑色正光が御使として御書を帶して伊勢国沼田御厨に派遣されている。この御厨地頭は畠山重忠で彼の眼代別当眞正が員部大領家綱の所從等宅を追捕して資財を没収したという。ために神人らを差し進らせて訴えてきたので其科を糺し行うために遣わされたのである。注目すべきは正光に対して「寄事於御使、於現濫行者、加誠言上子細之趣、被仰遣山城介久兼在彼國云々」といっている⁽⁴⁸⁾。つまり、ことを御使に寄せて濫行を現わすことのないようにとあるのである。いずれにしても、以上はその一端に過ぎないが、文治二年以降「下地」をめぐる紛争は続發しているのである。

翌七月の初めには、雑色里長が御使として上洛している。これは一条能保姫公が御乳母として参内するにあたり、長絹百疋を遣わすため頼朝は御家人の面々にも沙汰して進上させたといふ⁽⁴⁹⁾。

さて、この年の八月十五日は鶴岡八幡宮の放生会で「自今日至來十五日，可專放生会之旨，兼日被觸仰關東庄園等之，而鎌倉中并近々海濱河溝事，重被廻雜色等，行政俊兼奉行之」（傍点筆者）とある。つまり、鎌倉中并近々海濱等に殺生禁断を触れ廻ったのは雑色で公文所の行政・俊兼が奉行の任にあたったという⁽⁵⁰⁾。これからすれば関東庄園等にふれたのは諸国の守護ということであろうか。この年の八月の後半には「洛中騒動」を鎮めるため千葉介常胤、下河辺行平が上洛することになるのだが⁽⁵¹⁾、他方では頼朝は藤原秀衡が義経を挟持し、叛逆を起しているとして訴えたところ、去る頃に院宣下文が陸奥国に下されることになったという。その時、関東でも同じく雑色を派遣したところ九月の初めに帰参している。その報告によると秀衡としては異心なき由を謝申したというが、雑色のいには、すでに合戦などの用意をしているというものであった。そこで頼朝は彼の雑色を重ねて京都に遣わすこととしたのであるが、それはこのような奥州の形勢を言上させるためであった⁽⁵²⁾。関東ではこの時期義経が奥州にいることは確実だという認識に立っていて、奥州の形勢を雑色などを通じて偵察させていたのである。翌十月の初め、後白河法皇の御灌頂用途に関しては、かねてから関東に対しても拠出するよう求められていたが、他事計会のため無沙汰にしていたところ、去る八月廿二日御入壇を遂げられたため、この間に用意できた貢物をそのままにしておくこともできないので雑色六人をつけて京都に運上させている。進上品は紺絹百切、上品絹百疋、国絹白疋、藍擢百端、色革百枚であった。この進上品の運送には雑色六人が相副えられたのであった⁽⁵³⁾。ところで「洛中騒動」の件で八月十九日に上洛した下河辺行平らは十月八日には千葉常胤らとともに鎌倉にもどっているのだが、この間の院宣等については先々雑色について頼朝の許に進上したというから、それらは當番雑色が務めたものであろう。ところでこの「洛中騒動」に在京中の御家人がかかわったか否かの問題に関しては、御使雑色と行平常胤両人の使者が短時日に在京中の御家人を悉く召集して尋問したところ子細はなかったわけではないが、陳状五十三通を進上させている。その上に所犯の実証がなかったので沙汰することはできなかったといっている⁽⁵⁴⁾。この点では院宣などでも、関東武士の所行であるとは「全不風聞」⁽⁵⁵⁾といっている程である。くり返すことになるが注目すべきことは御使雑色と行平常胤両人の使者が在京中の武士を日時を廻らさずに悉く召集し、集まった武士たちを尋問し、面々に申す旨の陳状五十三通を書かせているが、御使雑色はこうしたいわば雑務もこなしていたのである。さて、これ以降でも雑色の活動は存在しているものと思われるが、吾妻鏡では明示的な記述はめっきり少なくなっている。

かくして、1189（文治5）年二月になって、頼朝は御使雑色時沢を京師に派遣して、義経が洛中ならびに畿内近国から逐電したあとでは「朝家」はこの問題を本氣で取りくんでいないとして、「急速之御沙汰」に及ぶべきであると訴えている⁽⁵⁶⁾。このときの御使は雑色出雲時沢で

あって、10年程前に「雜色長」に任せられていたのであった。他方で頼朝はその三日後に御使雜色里長を奥州に遣わしているが、これは泰衡の形勢を伺わせるためであった⁽⁵⁷⁾。雜色はこのようにしばしば偵察など内偵の仕事も担わされたのである。翌三月下旬には成勝寺執行法橋昌寛が使節として上洛し、頼朝の消息を帥中納言に献じている。これは奥州の泰衡の請文が自由な請文で許容すべきではなく、速に追討の宣旨を下されるべきであると重ねて申し入れるためであったという⁽⁵⁸⁾。こうして同年閏四月廿日に藤原泰衡は勅定ならびに頼朝の仰せにより衣河館にあった義経を襲い自殺に追いこんでいる⁽⁵⁹⁾。ついで五月下旬には奥州飛脚が鎌倉に参着し、義経の頸は追って進上されるなどの報告がされているし、京都にも頼朝の消息が飛脚によって届けられている⁽⁶⁰⁾。このいずれも雜色が飛脚の役目を果したものであろう。このような状況のもとで、「朝家」の意向としてはすでに義経は誅戮されており、今年は造太神宮上棟、東大寺造営が行われる年で、奥州泰衡の追討は猶豫すべきであるというものであった⁽⁶¹⁾。だが七月末に藤原泰衡の征伐に発向し⁽⁶²⁾、八月末には頼朝は飛脚時沢を京都に派遣し、一条能保に遣わした消息では八月八日と十日の両日に合戦が行われ、廿二日には平泉に到着し深山に逃入った泰衡を追撃中というものであったという⁽⁶³⁾。ついで九月の初めには頼朝は安達新三郎を飛脚として上洛させているが「奥州平定のこと」、「合戦次第」を記した消息を帥中納言経房に届けるためであった⁽⁶⁴⁾。なお、この消息は公文所の主計允行政が書いたものであったという。その十日後にも、秀衡四男高衡が降人になるなど残党をことごとく捕えたとして、それらの子細を消息にしたため、同じく帥中納言に伝えている⁽⁶⁵⁾。前者は雜色安達新三郎が飛脚となって届けたものであるとは前述したところであるが、後者の消息も飛脚によって届けられているがこれも雜色が務めたのである。さて頼朝が奥州より鎌倉に帰着したのは十月末日で、その日に因幡前司（広元）を召して消息を帥中納言と一条能保に遣わしたという。その消息の一節には「追討奥州泰衡訖、召具彼党類、今日廿四日、令坂鎌倉候也」とあり、この消息は雜色が飛脚となつて上洛し届けている⁽⁶⁶⁾。

十一月初めに一条能保の飛脚と先日奥州より京都に遣わした御使等が鎌倉に参着し、奥州追討に対する「御感院宣」を下された上、「奥州降人事」「勸賞事」についての「仰詞記」をも持参している⁽⁶⁷⁾。奥州合戦については終始消極的であった「朝家」も関東の意向に押しきられたかたちとなり、ついには「奥州追討御感院宣」を出すまでに軟化したといってよいであろう。翌1190（文治6）年正月には泰衡郎従大河次郎兼任らの蜂起があり、宇佐美平次以下御家人及び雜色澤安らが殺害されたという。こうして「雜色」からの犠牲者をとうとう出してしまったのである⁽⁶⁸⁾。雜色とてもこのように戦闘場面に遭遇し戦死するにいたったのである。一月末にも頼朝は御使を奥州に遣わしているがこれは御家人等が一身の勲功をたてようとして無勢でもって所々でためらわずに合戦を企て、その利を失うことがあってはならないというものであった。かくして「令發遣之士、令在国之輩、各々無偏執令同心、相逢一所、凝僉議可遂合戦」という指示で、派遣された武士も在国の武士も各々分け隔てなく、同心して一所に合流し

て僕議をこらして合戦をするように「御書」をしたため御家人に伝えているのである⁽⁶⁹⁾。二月の初め頼朝は雑色真近、常清、利定等を奥州に遣わしているが、これは三方で合戦が行われているためそれぞれ検見が必要だからであった⁽⁷⁰⁾。いずれにしても今度の合戦でとりわけ顕著なことは一身の勳功をあげようとして御家人同志の競い合いが激しいことであった。それは「落人」の相論にもあらわれているのである。これは有名な事柄であるが「凡於今度落人等者、至郎等、皆可召進之、落人相論、并下人等事、傍輩互不可有喧嘩」(傍点筆者)とあるのはその一例である⁽⁷¹⁾。翌日、奥州飛脚が参着していうには去る廿三日彼国を出国したが、その日までに関東の軍兵は到着しておらず兼任の蜂起となってしまったという。そこで件の使者に雑色里長を相副えて下だし遣わした内容は、今度の凶徒懐柔策などに関して指示を与えていることなのであった⁽⁷²⁾。

この年の四月、かの左近将監能直、宮六僕仗国平らは奥州での降人などの沙汰も終り、近日帰参することになり、国平も同じく参上する由を申したという。しかして頼朝は雑色澤安を討取った者ならびに同意餘党の者、また兵具を帶びた士人らをよくよく糾断するため、なお、在国すべき旨を条々に注し仰せ遣わしたという⁽⁷³⁾。この後段にいう能直らに指示を伝えた使者は雑色であろうし、雑色澤安を討取った者などを糾断するようにとあるのは雑色澤安の戦死を重視したからであろうが、それにとどまらず非戦闘員の位置にある雑色が殺害されたからではなかろうか。この年の六月、大神宮役夫工米料米に関し信濃国に未済の所々があるとの造宮使から訴えがあったため、頼朝は雑色時沢を使に差しそえて納入の促進を計るように命じている。こうした場面でも雑色は活躍しているのである⁽⁷⁴⁾。

註 (1) 福田豊彦 『中世成立期の軍制と内乱』 吉川弘文館

- (2) 吾妻鏡 治承四年十月十六日条。
- (3) 吾妻鏡 治承四年十二月十四日条。
- (4) 吾妻鏡 治承四年十二月廿八日条。
- (5) 吾妻鏡 養和元年三月廿七日条。
- (6) 吾妻鏡 養和元年七月廿一日条。
- (7) 吾妻鏡 元暦元年五月十二日条。
- (8) 吾妻鏡 元暦元年五月二十一日条。
- (9) 吾妻鏡 元暦元年七月十八日条。
- (10) 吾妻鏡 元暦元年八月二日条。
- (11) 吾妻鏡 元暦元年八月三日条。
- (12) 吾妻鏡 元暦元年十二月二日条。
- (13) 吾妻鏡 元暦二年正月六日条。
- (14) 吾妻鏡 文治元年三月十一日条。
- (15) 吾妻鏡 文治元年三月十二日条。
- (16) 吾妻鏡 文治元年四月廿九日条。
- (17) 吾妻鏡 文治元年五月五日条。
- (18) 吾妻鏡 文治元年五月十二日条。
- (19) 吾妻鏡 文治元年五月廿五日条。

- (20) 吾妻鏡 文治元年十月廿四日条。
- (21) 吾妻鏡 文治元年十一月廿九日。
- (22) 吾妻鏡 文治元年十一月十七日条。
- (23) 吾妻鏡 文治元年十二月七日条。
- (24) 吾妻鏡 文治元年十二月十六日条。
- (25) 吾妻鏡 寿永元年二月二日条。
- (26) 註 (12)
- (27) 吾妻鏡 文治二年二月十三日条。
- (28) 吾妻鏡 文治二年二月十九日条。
- (29) 吾妻鏡 文治四年四月二日条。
- (30) 吾妻鏡 建久五年正月廿日条。
- (31) 吾妻鏡 文治二年二月廿七日条。
- (32) 吾妻鏡 文治二年三月一日条。
- (33) 吾妻鏡 文治二年四月七日条。
- (34) 吾妻鏡 文治二年三月廿一日条。
- (35) 吾妻鏡 文治三年二月十六日条。
- (36) 吾妻鏡 文治二年五月十五日条。
- (37) 吾妻鏡 文治二年五月廿五日条。
- (38) 吾妻鏡 文治二年六月十三日条。
- (39) 吾妻鏡 文治二年四月三十日条及び文治二年六月九日条。
- (40) 吾妻鏡 文治二年六月九日条。
- (41) 吾妻鏡 文治二年六月廿一日条。
- (42) 吾妻鏡 文治二年閏七月廿九日条。
- (43) 吾妻鏡 文治二年十月十六日条。
- (44) 吾妻鏡 文治二年十一月十七日条。
- (45) 註 (35) に同じ。
- (46) 吾妻鏡 文治三年三月十九日条。
- (47) 吾妻鏡 文治三年五月廿日条。
- (48) 吾妻鏡 文治三年六月廿九日条。
- (49) 吾妻鏡 文治三年七月四日条。
- (50) 吾妻鏡 文治三年八月一日条。
- (51) 吾妻鏡 文治三年八月廿日条。
- (52) 吾妻鏡 文治三年九月四日条。
- (53) 吾妻鏡 文治三年十月一日条。
- (54) 吾妻鏡 文治三年十月八日条。
- (55) 吾妻鏡 文治三年十月三日条。
- (56) 吾妻鏡 文治五年二月廿二日条。
- (57) 吾妻鏡 文治五年二月廿六日条。
- (58) 吾妻鏡 文治五年三月廿二日条。
- (59) 吾妻鏡 文治五年閏四月三十日条。
- (60) 吾妻鏡 文治五年五月廿二日条。
- (61) 吾妻鏡 文治五年六月廿四日条。
- (62) 吾妻鏡 文治五年七月十九日，廿五日条。
- (63) 吾妻鏡 文治五年八月廿三日条。
- (64) 吾妻鏡 文治五年九月八日条。
- (65) 吾妻鏡 文治五年九月十八日条。
- (66) 吾妻鏡 文治五年十月廿四日条。

- (67) 吾妻鏡 文治五年十一月三日条。
- (68) 吾妻鏡 文治六年一月六日条。
- (69) 吾妻鏡 文治六年一月廿九日条。
- (70) 吾妻鏡 文治六年二月五日条。
- (71) 註 (70) と同じ。
- (72) 吾妻鏡 文治六年二月六日条。
- (73) 吾妻鏡 文治六年四月九日条。
- (74) 吾妻鏡 建久元年六月六日条。

(2) 建久以降の雜色について

1190 (建久元) 年 7 月、今年には頼朝は上洛することになるのだが、いまだに宿所の地が決まっていないため、この件で重ねて飛脚を立てているが⁽¹⁾その行程は五日と定めているからこのときの飛脚は雜色が務めたのであろう。九月には来月の上洛に関する沙汰があり、路次間の諸事奉行人が定められ、行政、善信、盛時、康清らの「文士」が沙汰にあたり、その目録は雜色常清と成里に下されている。それは「御京上間奉行事」というもので、その内容は以下の如きものであった。

一、貢金以下進物事

民部丞行政、法橋昌寛

一、先陣隨兵事

和田太郎義盛

一、後陣隨兵事

梶原平三景時

一、御厨事

八田右衛門尉知家、千葉四郎胤信

一、御宿事

葛西三郎清重

一、御中持事

堀藤次親家

一、雜色以下々部事

梶原左衛門尉景季、同平次景高

一、六波羅御亭事并諸方贈物事

掃部頭親能、因幡前司廣元⁽²⁾

この目録によると「雜色以下々部事」の項で「雜色以下々部」がこの上洛に参加していること、その担当には梶原景季と同景高があたっている。これは「先陣隨兵」には和田太郎義盛が、後陣の隨兵には梶原景時ら侍所の別当や所司があたっているから、雜色や下部に関してはこの

ように梶原景時の子息があつたのであろう。この目録では雑色以下々部の名前と人数が不明なのは残念である。次ぎに、この年の十一月の初めに近江国柏原で前兵衛尉忠康を召取ったとして、かの民部卿経房の許に雑色を遣わして報告している⁽³⁾。翌十二月の初めには上洛した頼朝は仙洞に参上しているが、そのときの路次行列は十一月初めに六波羅より院参したときの行列とは異なっている。このときには前駆十人のうち範頼、範清の外八人は院北面衆であったし、

(前 略)

黒斑牛院御牛

糟屋藤太有季^{直衣折鳥帽子}, 持御劍武大刀

前左衛門尉朝綱, 前右衛門尉知家, 各直衣, 折鳥帽子, 在御車左右, 立車副傍

次近衛五人

播磨貞弘, 本府生^{敦助男}, 下毛野敦季敦助男

泰兼峯兼平男 同頼任頼文男

佐伯武文近文男

次雑色七人一人垂袴, 着沓, 五人著藁沓, 皆平札

次侍七人布衣

三浦介義澄, 千葉新介胤正, 左衛尉祐経, 前右馬允遠元, 前左衛門尉基清, 葛西三郎清重
(以下略)⁽⁴⁾

と続くのであるが、この場合の雑色七人は公家方の雑色ということであろう。

次ぎに、1191（建久二）年三月、佐々木定重による日吉社宮仕法師らに対する刃傷事件が発生し、翌月の五日には頼朝の義弟能保卿ならびに広元朝臣らの飛脚が鎌倉に到着し、書状でその模様を報告している。こうして月末には延暦寺別当弁勝、義範らも鎌倉に来着し、佐々木定綱父子の身の引渡しを求めている⁽⁵⁾。他方、梶原景時や後藤基清らが使節として上洛しているのだが、さきの所司弁勝らの要求は認められなかつたのである。これに対して公卿群議では死罪一等を減じて遠流の処分としたのであった⁽⁶⁾。鎌倉側ではこの処分をうけて、五月の初めに泰経卿に奏書をたくし提出している。この奏状はかの善信、行政、俊兼、盛時らが頼朝に召されて参上し、善信が草し俊兼が清書し、雑色成重らが上洛し届けたものであった⁽⁷⁾。その奏書の一端については前稿で紹介したところである。この年の六月になると能保の姫君が兼実の息左大将良経卿に嫁すことになり、姫君の御装束の沙汰を御台所（北条政子）が行つていて、長絹百疋に関しては善信、義澄、盛長、知家、遠元、遠平ら有力御家人が納入することになつたものの、納期に遅れ、頼朝の不快をかつたのであるが、この間、面々納入したため雑色安達新三郎が請取り、明暁には京都に持参することになったという⁽⁸⁾。八月の初めには、頼朝外甥僧任憲が相伝の熱田社領内御幣田が勝実と号する僧により妨げられたという。勝実の方はすでに奏聞を経ているため任憲は解状を整えて訴えるにあたつて、頼朝の擧状を求めたという。これに対して頼朝は惱んだ末、懲勅御書を解状にあいそえてかの高三位（泰経卿）にたくした

という⁽⁹⁾。五月のときは雑色成重が、六月の長絹等は雑色安達新三郎が上洛して届けているから、今度の場合も、雑色が届けたものであろう。

この年の九月下旬程に、稻村崎辺で小笠懸が行われ、そのあとの興遊の折りに雑色澤重と公事奉行人盛時（民部丞平朝臣盛時）の所従とが喧嘩し、各々が疵を蒙ったという。そのため侍所別当和田義盛郎従がこれを捕えたが、頼朝より殊にその落度を責められ伊豆国に流罪となつたという。これに対して盛時は科の軽重をもっと究めるべきで、これは禁忽の沙汰であると義盛に訴えたところ所犯においては相互に遁れがたいとして認められなかつたという。その上、頼朝は盛時が「公事」にたずさわる身でありながら非據不当のことを申し行わんとする問題だとして再三にわたって叱責したため閉口して逐電したという⁽¹¹⁾。ところで雑色と盛時所従との対立の根底には近接した身分にあったことが大きかったのではなかろうか。他方で「雑色」はときには頼朝などの御使や使者として将軍の権威を負っている存在であるばかりでなく、「檢見」といった重要な役割を担った存在であったから、このように御家の所従をみくだしたり、対立したりすることもあったのではなかろうか。今度の場合、盛時は「公事奉行人」でありながら自の所従を律することもできないとして叱責されたのである。

1192（建久3）年二月中旬、鶴岡別当圓曉法眼が上洛しているが、これは園城寺三院に入室するためで、頼朝は「丁寧餞物」を遣わした上にあまつさえ「長途兵士」として雑色8人を相副えられたという⁽¹¹⁾。次ぎの三月初旬、山内に百ヶ日温泉があって、往反の諸人や土民らが入浴するよう札を路頭に立てたという。これはまた後白河法皇の御追福のためとして、俊兼が奉行にあたり今日分として平民部丞、堀藤次等が沙汰し、百人をもって番に編成し、その中に雑色十人が含まれていたという⁽¹²⁾。次ぎは五月の後半のことで、若公（頼朝庶子貞曉）が上洛しているがこれは仁和寺隆曉法眼の弟子となって入室するためであった。長門壯太景国ならびに江内能範、土屋旅三郎、大野藤八、由井七郎等が扈從し、雑色国守、御廄舎人宗重らを差しまいらせ、若公は常陸平四郎由井宅より進發したのだが、その前夜に頼朝はひそかにそこに渡御し剣を与えていた⁽¹³⁾。なお、雑色国守の他に御廄舎人宗重がここにもみえている点が注目される。また以上の二月、三月、五月のそれぞれに雑色がかかわっており、とくに二月では八人、三月では雑色十人とあるのは留意されてよい。ところでこの年の八月、去夏他界した雑色成里に関して「雑色成里者、有多年之功、仍御氣色快然、頗与御家人無勝劣、而去夏比他界、殊御歎息、被尋其子孫之處、彼子息成澤傳聞此事、自越中国參上、今日始奉謁、直蒙憐愍仰云々（傍点筆者）」⁽¹⁴⁾とある。つまり、去夏他界した雑色成里は多年の功があり、すこぶる御家人と較べて勝劣なしといっているのである。もっとも、彼の具体的な活動を示すものが明確にできないのだが、わずかに建久元年十一月の頼朝の上洛にあたって、路次間の諸事奉行人が定められ行政・善信・盛時、泰清らが沙汰にあたったがその目録は雑色常清と成里に下されたというから頼朝の雑色としてその全体的な差配などにあたったということであろうか。さらに注目されるのは彼の他界を歎息した頼朝がその子孫を尋ねたところそれを聞いた子息成澤が越中国より参

上し、頼朝に謁し直ちに憐愍の仰せを蒙ったというが、どのような処遇を得たのであろうか、またこの成澤は越中国にあって国雜色などの任にあたっていたのであろうか。翌九日、一条能保が熊野山に参詣するにあたり頼朝は白布五十端を佐々木中務丞経高に出すよう命じている。その上に龍蹄二疋を送ることになり雜色鶴次郎、御廄舎人仲太がこれを相具して上洛することになったという⁽¹⁵⁾。このように貢馬や龍蹄の献上にあたっては雜色の他に御廄舎人が同行するのが恒例になっている。もっとも、この年の十一月中旬に貢馬五疋を進上しているがこれを相具したのは御廄舎人家重であった⁽¹⁶⁾。

同年十一月末に、熊谷直実と久下直光とが頼朝の御前で対決したが直光側が有利とみた直実は私宅にも帰らず逐電してしまったのであるが、頼朝は驚き「則馳遣雜色等於相模伊豆所々并
笠根走湯山等、遮直実前途可止遁世之儀之由、被仰遣于御家人及衆徒等之中云々(傍点筆者)」として遁世をとめるために雜色等を御家人や衆徒中に派遣しているのである⁽¹⁷⁾。翌建久四年五月末では雜色高三郎高綱が飛脚となって富士野より鎌倉に参着している。これは祐成等の狼藉を御台所(政子)に伝えるためであった。またこのとき曾我祐成・時致が母の許に最後の書状を送ったことで頼朝に召し出されているが、それは「自幼稚以来、欲度父敵之旨趣悉書戴之、將軍家拭御感涙覽之、永可被納文庫云々(傍点筆者)」ということで、その書状は永く「文庫」に納められるべきとあるのが注目される⁽¹⁸⁾。翌六月末、文覚上人が東大寺造営料(国領)をもって、或は弟子と称し、或は檀那と号して俗人と分与しているという。ことが事実であれば上人は將軍家の吹舉によって彼の在所を知行することになったのであるから世上の批判は関東に帰すことになりかねない。そこで諫諍を加えるために梶原刑部丞朝景と安達新三郎清恒が京都に遣わされている。朝景もそうであるが後者の雜色安達新三郎清恒がこうした役目についているのが注目される。これは朝景がつつがなくこの役目を果すか否かを監視役として清恒を同行させたのである。次の十月のはじめ、御堂供養のため導師が下向するにあたり、海道駅家雜事送夫等のことを御家人等に支配するためにこの日雜色を同行させている。導師の下向は廿日頃で仲業、行政、頼平らが奉行にあたったという⁽²⁰⁾。翌年の正月には前述したように、例の伊豆國甘海苔を京都に献上しているが、このときの御使は雜色吉野三郎であった⁽²¹⁾。

同年二月中旬、武藏國河越庄本所年貢の未済が問題となり、特別の沙汰として雜色等を遣わしたという⁽²²⁾。こうした年貢未済の沙汰なり催促に「雜色」がかかわった事例についてはすでにふれているところである。この年の八月、將軍家にいささか御不例(歯勞)があり、雜色を上洛させているがこれは「良薬」を尋ねさせるためであった⁽²³⁾。閏八月末に、関東御分仏寺等燈明以下のことに關し、もっぱら精勤し退転することのないようにその所の地頭に觸れているが、この場合の使者は雜色が務めたのではなかろうか⁽²⁴⁾。翌九月の初めに、東大寺供養御布施用途料を京都に進上すべく仲業、行政らが奉行となり送文を御使雜色時澤、清常に下したというが、この時の清常は安達新三郎清恒であろうか⁽²⁵⁾。翌十月末日、御使雜色が貢馬八疋ならびに砂金紫絹染絹等を相具して上洛している⁽²⁶⁾。その翌月の初め海道駅に関して「早馬上下向並

御物疋夫等，被支配海道駅々，大宿分八人，小宿分二人云々，是日者雖被沙汰置之，新宿加増之間，重及此儀云々」⁽²⁷⁾とある。これによれば大宿八人，小宿二人の疋夫等を配置していたが，今度新宿を加増するにあたり重ねて以上のことを見たというのである。いずれにしても，京・鎌倉の往還が「御物」を含めて頻繁となり，このような補強が必要となったのであろう。さて，この月の月末には武藏相模両国の年貢等を京都に進上しているのだが，行政，仲業，実兼等が奉行を務め御使は時澤と成里であったという⁽²⁸⁾。もっとも，成里は三年前に死去しているから誤りであろう。その両国の乃貢が雑色につけて京進されたのは翌十二月六日のことであった。その十二月末には伊豆国梶取で囚人良藤二なる者が厚免となっている。それは御堂供養が行われることになったからであるという。この良藤二は伊豆国の梶取で囚人となったのは去年雑色時澤を打擲したからであった。これからすると良藤二は梶取として海上輸送にたずさわるなかで雑色時沢と対立し打擲に及んだということであろうか。つまり，雑色としてあるいは御使として時沢は海上輸送の任にあたることになって，梶取と対立し逆に打擲されたということであろうか⁽²⁹⁾。

1195（建久6）年2月，昨年御使として上洛した雑色鶴次郎と吉野三郎らが二月の初めに鎌倉に帰参しているが，このとき去月の十二日に進上した相模武藏両国の年貢の返抄を持参して参上したという⁽³⁰⁾。同月八日，雑色足立新三郎清経（安達新三郎清恒ともある）が御使として上洛しているがこれは近日將軍の上洛があるため，海道駅家雑事，渡船橋の用意等に関して，まず相觸れるためであったという⁽³¹⁾。ところでこの度の頼朝の上洛は二月十四日で，鎌倉に帰還したのは七月八日で⁽³²⁾在洛中は南都北嶺の寺社詣が中心であった。この年の八月，鶴岡上下宮の常灯油のことが問題となっている。同宮の常灯油は諸大名（有力武将）等の役で日頃から毎月結番で進上することと定めていたが，対拵の聞があつたためこの日人数を加増し毎日の結番としたという。これは少しであつても懈怠がないようにするために，その内の上旬の五ヶ日分は將軍家の御分として毎日宮寺に持参するよう「清常所」に下知し，政所令の行政が奉行にあたったという。このときの清常は安達新三郎清恒であろうから，これでみると清恒は雑色でありながらも，所を構えていたことになる⁽³³⁾。その翌年の若狭国の御家人交名（33名）は御雑色足立新三郎清恒が指し下された時に注進されたものだという。このように，このところ安達清恒は頼朝の「御雑色」として重要な使命を帯びて活躍しているのである。

次の頼家が將軍となってからは，雑色に関する吾妻鏡の記載はめっきり少なくなっている。これは將軍の個性やおかれた位置にもよるであろうが，幕府の政治がどちらかといえば頼朝の個人独裁の傾向が強い時代から序々に機関中心の運営に移行することになったからであろう。さて1199（正治1）年三月の初旬に，今日より毎月，中将家（頼家）御当年の星祭を行うべき由を主計頭安倍資元朝臣に命じ，その趣を廣元朝臣の奉書に載せ雑色を使者として京都に遣わされたという⁽³⁵⁾。また同年五月になって医師時長が京都より参着しているがこれはかの頼朝の姫君（乙姫君）の御病惱を治療するためであった⁽³⁶⁾。もっとも，病気はよくならず翌月廿六日

には帰洛することになったのである。中将家より馬五疋、旅糧雜事、送夫二十人、國雜色二人ならびに兵士を給したという。注目されるのはこうしたところにも「國雜色」がかかわっていることが知られるのである⁽³⁷⁾。次ぎは1202（建仁2）年三月、京都より下向の舞姫が父のことでの將軍頼家に懇訴したことがあったのである。それは「去建久年中、父右衛門尉爲成、依不讒爲官人被禁獄、而以西獄囚人等、爲給奥州夷、被放遣之」⁽³⁸⁾というものであった。こうして彼女の父は將軍家雜色により囚人等とともに請取られて下向したのである。將軍家では御使を奥州に遣わして調査することになり、こうして奥州に遣わされた雜色男が帰参したのは八月五日で、その報告によると舞女の父はすでに死亡していたという⁽³⁹⁾。いずれにしても、この場合の雜色は將軍家の雜色であろう。次ぎはその翌年の九月二日に比企能員が追討されてしまうのであるが、これは遠州（北条時政）より薬師如来像の供養の儀に請われて以下のような装いと従者を従えて訪れたところ遠州の手の者によって誅戮されてしまったのである。それは「着平礼白水于葛袴、駕黒馬、郎等二人、雜色五人有共（傍点筆者）」⁽⁴⁰⁾というものであった。これであきらかなことは比企能員ほどの武将は郎等のほかに「雜色五人」を引き連れていたのである⁽⁴¹⁾。この乱が比企能員の乱で、將軍は実朝となり執權は北条時政となったのである。次ぎは1210（承元4）年六月、相模国丸子河で土肥・小早川氏と松田・河村一族とが先祖の武功の勝劣を論じあい喧嘩となり両方の郎従に怪我人を出すことになった。だが「雖有此鬪諍、應御使諷諫、早成和平、与力衆等退散云々」ということで和年が実現しているのである。このときの御使は和田義盛や三浦義村でこのあとこのような私武威による争いを禁ずる御書が急ぎ雜色に下され両者に交付されている⁽⁴²⁾。

次ぎは4年程後の和田の乱の四ヶ月後の九月、日光山別當法眼弁覺の使者の報告によると故畠山次郎重忠末子大夫阿闍梨重慶が牢人などを集めて謀叛を企てていると御前で披露があり、当座に候じていた長沼五郎宗政に彼等を生虜にするよう命じたという。ために帰宅することもできず直ちに家子一人、雜色八人を相具して下野国に進發し⁽⁴³⁾、一週間後には重慶の首を持参したという⁽⁴⁴⁾。この場合、長沼宗政は少くとも八人の雜色を支配下においていたとみてよいであろう。

次ぎは、1214（建保2）年7月、大倉大慈寺で供養が行われ尼御台所（政子）や將軍実朝も出御しているのだが、その供養人の行列をみてみると、

前驅下薦爲先

（中 略）

殿上人

右馬權頭頼兼

御車御車副二人、牛童二人、雜色十八人

御劍役

小野寺左衛門尉秀通

御調度懸

加藤新左衛門尉景長⁽⁴⁵⁾

(後 略)

これによれば将軍実朝は雑色18人をひきつれている。次ぎは四年後の健保六年六月、将軍実朝が大将に任じられ鶴岡八幡宮に拜賀いているのだが、その時の行列は、

(前 略)

番長下毛野敦秀郎等二人
在前

御車 檜榔、車副二人、牛童一人、持榻

下蘆隨身各相並

秦頼澄 秦清種

下毛野敦家 播磨貞直

雑色二十人

御笠

雨皮張筵持各一人

隨兵二行左右共年蘆次第

(中 略)

檢非違使

江判官能範布衣冠革緒細尻鞘太刀郎等三人
雜色四人 調度懸一人 放免四人

御調度懸

佐々木旅太郎左衛門尉高重

衛府二行左右共年蘆次第⁽⁴⁶⁾

(後 略)

この行列で雑色に注目してみると御車(将軍実朝)の少しあとに雑色廿人がつづいているがこれはさきの大慈寺供養のときより二人多い。また、檢非違使江判官能範には郎等三人、雑色四人等々がつづいている。なお、檢非違使の従類についていえば、建久二年三月廿八日宣旨では六位の檢非違使の従者は「郎等三人、雑色四人、調度懸一人、放免四人」⁽⁴⁷⁾であるからこれにそった員数となっている。時代が下るが弘長元年の関東新制条々、「従類員數事」でみると檢非違使五位尉では「郎等四人、雑色四人、小舎人童一人、調度懸一人、舍人一人、放免五人、此外火長、看督長如恒」とあり、同六位尉では「郎等三人、雑色二人、小舎人童一人、調度懸一人、舍人一人、放免四人、火長、看督長如恒」⁽⁴⁸⁾ということで公家法とは若干の相違があるが「雑色」をこのように従えている。

翌年の正月廿七日、将軍実朝は右大臣拜賀のため鶴岡八幡宮に参詣している。そのときの行列の一端を示すと以下のようになる。

(前 略)

次御車檻櫛 車副四人平札白張 牛童一人

次隨兵二行

小笠原次郎長清甲小桜威 武田五郎俊光甲黒糸威

(中 略)

各胄持一人，張替持一人傍路前行，但景盛不令持張替

次雜色廿人皆平札

次檢非違使

大夫判官景廉 束帶 平鹿蒔太刀 舍人一人 郎等四人 調度懸 小舍人童
各一人 看督長 火長二人 雜色六人 放免五人

⁽⁴⁹⁾ 次御調度懸

(下 略)

これであきらかのように、実朝の「任大将」の鶴岡拜賀のときと同様、雜色は廿人である。また檢非違使の大夫判官景廉の場合は江判官能範よりも從類の員数が多いがこれは五位だからであろう。

次ぎは承久以降、貞永元年八月十五日に例の鶴岡放生会に將軍は御出になり、翌日も參宮し御台所（政子）も棧敷まで出御されたが、この時には「盛時光村等候浮辺、盛時具家子布衣一人、光村負小節箭、具家子布衣三人、各郎等四人、雜色二人、童、火長二人、調度懸各一人、馬場儀如例」⁽⁵⁰⁾とあって、盛時と光村は從類の員数からみて六位ということであろう。

盛時については1191（建久2）年には公事奉行人であり、文士として活躍したことは前稿で問題としたところである。後者の光村は1235（嘉禎1）年六月に、五大尊堂明王院供養における將軍御出行列には檢非違使駿河大夫判官光村とともに、後藤大夫判官基綱とならんて参加しているし⁽⁵¹⁾、翌年八月の將軍家若宮大路新造御所御移徒儀が行われ、その日の供奉人の列には檢非違使駿河大夫判官、藤内大夫判官定員などとともに参加している⁽⁵²⁾。もっとも、この場合は嘉禎元年のときと同様、郎等雜色の員数の記載はないものの少くとも、有力武将駿河大夫判官光村は檢非違使であり、他の者たちもしかるべき「官位」を得ているはずであるから雜色を従えるのは当然である。かの貞永元年八月の鶴岡放生会では將軍供奉の廷尉が五人に及んだのは関東では例がなく、基綱、祐時、祐政已上は五位で、盛時、光村は六位だったといっている⁽⁵³⁾。

次ぎに1238（暦仁1）年二月、將軍頼経は入洛し六波羅御所に到着したが、廿八日には中納言としての拜賀を行っている。その時の行列は、

(前 略)

次御車

丹治部右衛門尉 小河兵衛尉

(中 略)

以上十人、着直垂、帶劍、候御車左右

先行
看督長四人

火長四人

雜色御後

次衛府二十人下薦爲先⁽⁵⁴⁾

(後 略)

とあって、看督長、火長、雜色も参加しているが、この時の雜色の人数のみ記載がない。また同年六月には遠江三郎時長が「藏人」に補され、右衛門少尉に任せられている。参内にあたっては「布衣侍五人、雜色一人、童一人」を相具している⁽⁵⁵⁾。次ぎは1241(仁治2)年十一月、結城大蔵權少輔朝廣の舍弟上野十郎朝村が遠笠懸のために由比浦に行く途中、誤って射た矢が三浦一族の会所簾中に入ってしまったため「朝村令雜色男乞此箭、家村不可出与之由骨張、依之及過言云々」⁽⁵⁶⁾ということで、両氏の間で対立が生じ三浦一族(家村)と小山一族と喧嘩となり、大事にいたらなかったものの翌日駿河四郎式部大夫家村と上野十郎朝村の出仕が止められている。いずれにしても、両者の対立にあたっては「雖非指親昵、只称所縁、相分両方、与本人等同令確執之故也」⁽⁵⁷⁾という形で展開したこともある。一家数輩の棟梁として「尤全身可禦不慮凶事之處、輝私武威好自滅之條、愚案之所致歟(傍点筆者)」⁽⁵⁸⁾といわれ、殊に謹慎するように叱責されているのである。さて、ここで指摘したかったのは結城朝広(小山一族)の舍弟上野十郎朝村が雜色を従えていたことと、彼を使者として矢を取りもどそうとしていることである。小山一族の結城氏も有力武将の内に入るといってよいであろうがこのクラスではこのように雜色を従えて上述のような役割を雜色に果たさせているのである。

さて、1252(建長4)年4月のはじめに宗尊親王(皇族將軍のはじめ)が関東に下向し、固瀬宿に到着し「小時立行列、先女房各乘車下、美濃局、別当局、一条局大納言通、西御方尼土御門内大臣通親公女也、布衣諸大夫侍各一人在共、」⁽⁵⁹⁾とあって「雜色」の存在を確認しうる。翌五年正月では「明日依有御行始干相州御亭、今夕被催供奉人、是以元日着座衆所被撰也、小侍所司平岡左衛門尉実俊、令朝夕雜色等廻其散狀云々(傍点筆者)」⁽⁶⁰⁾ということがあり、供奉人を元日着座衆より撰ばれ、小侍所司平岡実俊は散状(人名を列記した文書で多くは行事の配置を記す場合に用いる)を朝夕雜色をもって廻送せしめたという。この場合の朝夕雜色は小侍所に附属していた者たちであろう。

さて、1260(文応元)年三月、將軍(宗尊親王)は御息所の御所に入御されたがそれには「自同西門平門、出御、雜色二人取松明前行」⁽⁶¹⁾とある。これは將軍の雜色が松明をもって前行していたのである。こうして將軍に扈從した執權、連署たちにも「雜色」が従っているのである。

扈從

相州 雜色二人、着直垂者
(政村)、五人、已下皆布衣

武州 同相
(長時)、並

武藏前司朝直 雜色二人，童一人
着直垂者二人

尾張前司時章 同

右近大夫将監義政 同
已上相並
相模大郎殿 雜色二人，童一人，
(時宗)，着直垂者五人

相模四郎 相並

此外

大曾根祢太郎左衛門尉長頼 梶原太郎左衛門尉景綱

(以下四人略)

以上十人着直垂，列歩御輿左右⁽⁶²⁾

この場合、扈從の七人は少くとも「雜色」二人を従えているのである。こうした執権連署などといった位置にあるものもこのように個々人としても雜色を従えているのである。翌年將軍は関東下向後、初めて鶴岡に参詣しているのだが、將軍家御精進中の参籠人がかねてから供奉することに定めていたが人数不足のため加えた供奉人は淨衣を着し以下の者たちが務めたのである。

供奉人

淨衣

御輿寄
武藏前司朝直 共侍淨衣立鳥帽子同 尾張前司時章侍同
中間淨衣折鳥帽子 中間白直垂

同左近大夫将監 侍白直垂 弹正少彌一人淨衣
中間同上

御幣役 侍一人同上 越前四郎顕時
越前々司 中間淨衣

相模三郎時輔 侍折鳥帽子淨衣 同七郎宗頼 侍一人立鳥帽子淨衣
中間同上 中間直垂

遠江七郎時基同上 木工權頭 雜色一両輩
相具

和泉前司行方 淨衣折鳥帽子少々相具 同三郎左衛門行章
又有淨衣小舍人童

秋田城介 具雜色 同六郎顕盛

武藤少卿景頼 具雜色 日向前司祐泰

周防前司忠綱 淨衣少々 相具 同五郎左衛門尉忠景同上

(以下略)

この時の供奉人は「共侍⁽⁶³⁾」「中間」「雑色」「小舎人童」を従えている。その内「雑色」を従えていたのは三人であった。翌々年の弘長三年の八月に、將軍上洛の出発が来る十月三日と決まり「隨兵」とか「路次奉行人」等が定められている。そのうち「御路次間方々奉行人事」でみると

一、御出奉行

和泉前司御方 武藤少卿景頼

一、御物具

対馬前司氏信 武藤少卿

土肥四郎左衛門尉実綱

一、御中持

木工権頭親家 進三郎左衛門尉宗長 長次郎左衛門尉義連

一、御宿事

和泉前司行方 備中守行有

式部太郎左衛門尉光政

一、御廄

薩摩七郎左衛門尉祐能

一、御笠

加藤左衛門尉景経 狩野四郎左衛門尉景茂

一、御床子御敷皮

信濃次郎左衛門尉行経

一、掃部所

伊豆太郎左衛門尉実保

一、護持僧

一、医陰道

已上両条和泉前司

一、進物所

壹岐三郎左衛門尉頼綱

一、釜殿

梶原太郎左衛門尉景綱

一、砂金并紫染衣

和泉前司 式部太郎左衛門尉光政

一、紺染衣

武藤少卿 伊勢次郎左衛門尉行経

一、格勤侍

小野寺左近大夫入道光連

一，御中間

信濃判官時清

一，御力者

佐渡大夫判官基隆

一，朝夕 雜色

小侍

一，小舎人

侍所

一，国雜色

加賀前司行頼

一，御乗替事

長門前司時朝 越中判官時業⁽⁶⁴⁾

(以下略)

このときの上洛は結局は延期となってしまったが「格勤侍」「御中間」「御力者」「朝夕雜色」「小舎人」「国雜色」がそれぞれ奉行人などによって統率されているのである。しかも、「朝夕雜色」は小侍、小舎人は侍所、国雜色は加賀前司行頼とある。

次は幕府法上の「雜色」について若干検討してみたい。1248（宝治2）年の追加法によれば、「雜人訴訟事」⁽⁶⁵⁾で奉行人奉書を遣わしても、論人等はこれを叙用しないという。こうしたことは甚だ穩便ではない。今後は召文三度の後は後悔しないように日限を示して「國之雜色」をもって「召文」を下だすので、この上はあるいは自由の陳状をささげて違期するならば訴訟を停めて成敗するといっている。もっとも、1300（正安2）年の追加法では「召文事、停止國雜色、可被仰當國守護并近隣地頭御家人事」⁽⁶⁶⁾とあり、國之雜色が行っていたものが當國の守護や近隣地頭御家人が担うことになっている。これは鎌倉末期となり、守護などの地方武士の勢力が強大となったからであろうか。いずれにしても、國雜色は論人などに召文を届けるなど訴訟機関の下部の仕事を担っていたことは確かであろう。

ところで1261（弘長1）年の関東新制には「一，可停止凡下輩騎馬事」⁽⁶⁷⁾という規定があつて鎌倉中騎馬は一切停止するというもので、禁止の対象者の凡下とは雜色、舎人、牛飼、力者、問注所下部、政所下部、侍所小舎人以下、道々工商人等であった。以上の者はいずれも「凡下」に含まれていて、勿論、雜色もこの中に含まれているのである。また問注所及び政所下部、侍所では小舎人も含まれている。もっとも、侍所雜任以下下部等については別の規定では侍所雜仕、小舎人、朝夕雜色、御中間、贅殿、執当、釜殿等⁽⁶⁸⁾とあって、小舎人以外の人々についても明示している。このなかには「朝夕雜色」も含まれている。ところで前述の弘長二年の「御路次間方々奉行人事」では「朝夕雜色」については「小侍」が奉行にあたっていることは前述

した。なお、前述の侍所雜仕以下下部等は御家人宿所に行き饗應を求める風習があったようで、正月や便宜之時に御家人の宿所に行き常に盃酌を求めるることは甚だ左道であって停止するようになるとあるのは興味深い。御家人と侍所雜仕らの関係のあり方としてかかる慣習がみられたのは上下関係のあり方として注目したい。次は御家人と從類員数を規定したものでは四位以上は雜色六人、五位四人、六位二人とあり、前述したように檢非違使五位尉では雜色は四人、同六位尉では雜色は二人ということになっている⁽⁶⁹⁾。なお、以前に問題として取りあげたことではあるが⁽⁷⁰⁾、將軍供奉の行列で、將軍のあとには五位、六位の御家人が続くことになっていて、その数は33人から62人程になっている。五位、六位の御家人がすべて供奉の行列に参加したわけではないし、とくに法曹官僚たる「文士」は参加していないからその実数はそれを上まわることになろう。彼等は弘長元年の「從類員数」の規定では四位以上は六人、五位は四人、六位は二人の從類を従えていたし、檢非違使の五位尉では雜色は四人、同六位尉では二人を従えていたのである。このようにしてみると「將軍雜色」「所雜色」「國雜色」⁽⁷¹⁾を加えるとかなりの「雜色」が存在したことになる。吾妻鏡を主として検討した本稿では「五位・六位」の御家人たちが従えていた「雜色」の果たした役割などについては具体的にあきらかにすることはできなかつたが、「將軍雜色」を中心として彼等の果たした役割や行動に関しては、従来の研究を含めて、かなり程度あきらかになったのではなかろうか。勿論、未解明な点も少くない。「文士」の問題も含めて今後の検討課題としたい。

- 註 (1) 吾妻鏡 建久元年七月廿七日条。
- (2) 吾妻鏡 建久元年九月十五日条。
- (3) 吾妻鏡 建久元年十一月二日条。
- (4) 吾妻鏡 建久元年十二月一日条。
- (5) 吾妻鏡 建久二年四月三十日条。
- (6) 吾妻鏡 建久二年五月二日条。
- (7) 吾妻鏡 建久二年五月三日条。
- (8) 吾妻鏡 建久二年六月九日条。
- (9) 吾妻鏡 建久二年八月七日条。
- (10) 吾妻鏡 建久二年九月廿一日条。
- (11) 吾妻鏡 建久三年二月十三日条。
- (12) 吾妻鏡 建久三年三月二十日条。
- (13) 吾妻鏡 建久三年六月十九日条。
- (14) 吾妻鏡 建久三年八月廿二日条。
- (15) 吾妻鏡 建久三年九月十七日条。
- (16) 吾妻鏡 建久三年十一月十五日条。
- (17) 吾妻鏡 建久三年十一月廿五日条。
- (18) 吾妻鏡 建久四年五月三十日条。
- (19) 吾妻鏡 建久四年六月廿五日条。
- (20) 吾妻鏡 建久四年十月三日条。
- (21) 吾妻鏡 建久五年正月三十日条。
- (22) 吾妻鏡 建久五年二月十六日条。
- (23) 吾妻鏡 建久五年八月廿二日条。
- (24) 吾妻鏡 建久五年閏八月廿一日条。
- (25) 吾妻鏡 建久五年九月二日条。

- (26) 吾妻鏡 建久五年十月廿六日条。
 (27) 吾妻鏡 建久五年十一月八日条。
 (28) 吾妻鏡 建久五年十一月廿六日条。
 (29) 吾妻鏡 建久五年十二月廿二日条。
 (30) 吾妻鏡 建久六年二月四日条。
 (31) 吾妻鏡 建久六年二月八日条。
 (32) 吾妻鏡 建久六年七月八日条。
 (33) 吾妻鏡 建久六年八月廿九日条。
 (34) 建久七年六月 日，若狭国御家人注進案，鎌倉遺文854号
 (35) 吾妻鏡 正治元年三月六日条。
 (36) 吾妻鏡 正治元年五月七日条。
 (37) 吾妻鏡 正治元年六月廿六日条。
 (38) 吾妻鏡 建仁二年三月八日条。
 (39) 吾妻鏡 建仁二年八月五日条。
 (40) 吾妻鏡 建仁三年九月二日条。
 (41) 吾妻鏡 建仁三年九月二日条。なお、比企能員は少くとも、正治二年あたりから檢非違使(右衛門尉)であって、その地位からして「雜色」を従えることは可能なのである。宮城康充編、檢非違使補任第一巻、二二一頁。
- ここで、宮崎康充編『檢非違使補任』第一、第二、「続群書類從完成会」から鎌倉御家人で檢非違使となった主な人物をあげておけば、
- ① 元暦元年 左衛門少尉正六位上源義經八月六日使宣 九月十八日叙從五位下
 - ② 建久二年 左衛門大尉正五位下，中原広元明法博士，四月一日使宣
 - ③ 正治二年 右衛門尉 (比企) 藤原能員
 - ④ 建仁四年 左衛門少尉 (佐々木) 源定綱
 - ⑤ 元久三年 右衛門尉 (結城) 藤原朝光
建永二年四月十日 叙從五位下
 - ⑥ 建暦元年 左衛門尉 (大内) 源惟信
建暦三年八月十四日左衛門尉從五位下
 - ⑦ 建暦二年 左衛門尉 (後藤) 藤原基清
建暦三年正月一日左衛門尉從五位下
 - ⑧ 建暦三年 左衛門尉從五位下 (加藤) 藤原景廉
 - ⑨ 建暦三年 左衛門尉正六位下 (二階堂) 藤原行村
 - ⑩ 建保二年 左衛門尉從五位下 藤原秀能
 - ⑪ 建保四年 左衛門尉 (佐々木) 源広綱
建保六年十月廿一日叙從五位下
 - ⑫ 承久二年 左衛門尉 (佐々木) 源高重
 - ⑬ 承久三年 左衛門尉從五位下 (伊賀) 藤原光季
 - ⑭ 貞応三年 左衛門尉 (小山) 藤原朝政
 - ⑮ 嘉禄二年 左衛門尉 (内藤) 藤原盛時
 - ⑯ 嘉禄三年 左衛門尉正六位上 (佐々木) 源信綱
寛喜三年從五位下，任近江守
 - ⑰ 安貞三年 左衛門少尉正六位上 (後藤) 藤原基綱

- 寛喜三年従五位下
 ⑯ フ 左衛門尉正六位上 (長井)
 フ 左衛門尉 (伊東)
 寛喜三年叙従五位下
 フ 左衛門尉 (宇佐美)
 貞永元年従五位下
 ⑯ 貞永二年 左衛門少尉正六位上 (三浦)
 天福二年従五位下
 右衛門大志 清原季氏
 ⑰ 天福二年 左衛門尉 藤原定員
 (以下略)
 (42) 吾妻鏡 承元四年六月三日条。
 (43) 吾妻鏡 建保元年九月十九日条。
 (44) 吾妻鏡 建保元年九月廿六日条。
 (45) 吾妻鏡 建保二年七月廿七日条。
 (46) 吾妻鏡 建保六年六月廿七日条。
 (47) 建久二年三月廿八日宣旨。
 (48) 弘長元年二月廿日の関東新制条々、三六七、従類員數事。
 なお、位階との関係でいうと、四位以上雜色六人、五位四人、六位二人となっている。
 (49) 吾妻鏡 建保七年一月廿七日条。
 なお、行列の檢非違使のところで大夫判官景廉とあるがこれ左衛門尉従五位下加藤景廉で舍人・郎等看
 督長、火長、雜色、放免等を従えていることが認められる。
 (50) 吾妻鏡 貞永元年八月十六日条。なお、その前日の吾妻鏡には基綱、祐時、祐政は五位で、盛時と光
 村は六位だといっている。
 (51) 吾妻鏡 嘉禎元年六月廿九日条。
 (52) 吾妻鏡 嘉禎二年八月四日条。
 (53) 註 (50) に同じ。
 (54) 吾妻鏡 暦仁元年二月廿八日条。
 (55) 吾妻鏡 暦仁元年六月七日条。
 (56) 吾妻鏡 仁治二年十一月廿九日条。
 (57) (58) 吾妻鏡 仁治二年十一月三十日条。
 (59) 吾妻鏡 建長四年四月一日条。
 (60) 吾妻鏡 建長五年正月二日条。
 (61) 吾妻鏡 文応元年三月十八日条。
 (62) 註 (61) に同じ。
 (63) 吾妻鏡 弘長元年二月七日条。
 (64) 吾妻鏡 弘長三年八月九日条。
 (65) 追加法 二六二、宝治二年三月廿日、佐藤・池内編「中世法制史料集」第一巻所収。
 (66) 追加法 六八九、正安二、壬七、十九、佐藤・池内編前掲書所収。
 (67) 追加法 三八三、弘長元年二月廿日、佐藤・池内編前掲書所収。
 (68) 追加法 三八四、弘長元年二月廿日、佐藤・池内編前掲書所収。
 (69) 追加法 三六七、註 (68) に同じ。
 (70) 拙稿『中世政治経済史の研究』第五章、P 202 ~203など。
 (70) 文永二年十一月 日、若狭国惣田数帳
 (71) 文永二年十一月 日、若狭国惣田数帳寫、鎌倉遺文九四二二号には国衙分の項に「雜色十町八反百四十歩」とか「國雜色等給七町」などとみえ、「雜色名田」や「國雜色等給田」が存在していることが確
 認できる。そうした点でいえば、雜色成里の死去にあたり、頼朝がその子孫を尋ねていてそれを聞いて
 子息成沢が越中国より参上しているのであるが、この成沢は國雜色ではなかろうか。

(きたづめ まさお 本学人文学部教授 日本史学専攻)

Status of Bunshi and Gokenin in the Kamakura period

This paper is a treatment of the specialized theme of the Gokenin of the Kamakura-Bakufu,in particular the Bunshi (1).The Gokenin in the Kamakura period can be classified roughly into the Bushi and the Bunshi, who were a few of the total number.Moreover not much research has been done in this field. In traditional research, as a rule the Bunshi in Kamakura have been lumped together as Gokenin. Under the court society of the Dynastic state, they performed their duties as inferiors of official servants, and came to fill this role due to their birth into this social Position.

At the time of the formation of the Kamakura Bakufu, they entered the service of powers under the influence of the Bakufu as officers for the Mandokoro, the Monchyudokoro and the Samuraidokoro.

In the later period their descendants were connected with public servants in the Hyozyoshyu, and Hikitukeshyu, and above all sought to become judges in judicial circles. Bushi could not carry out such special tasks.

Only by then the Legacy in Dynastic state had succeeded to "the World of Bunshi", which regulated the character of the Kamakura-Bakufu.

On this paper we carefully investigated the Bunshi and also the "Zoshiki", and tried to analyze the character of the Bakufu from such a viewpoint.